**令和８年４月開始**

乳児等通園支援事業

（こども誰でも通園制度）事業者募集要項

令和７年10月

都城市こども部保育課

目次

[１ 事業の目的と公募の概要 3](#_Toc211524824)

[２ 注意事項 3](#_Toc211524825)

[３ 全体スケジュール（予定） 3](#_Toc211524826)

[４　こども誰でも通園制度の事業内容について 4](#_Toc211524827)

[（１）　利用対象者 4](#_Toc211524828)

[（２　）受け入れるこどもの年齢及び定員 4](#_Toc211524829)

[（３）　こどもの受入れ方法 4](#_Toc211524830)

[（４）　実施事業者 4](#_Toc211524831)

[（５）　実施事業所（場所） 4](#_Toc211524832)

[（６）　実施方法 4](#_Toc211524833)

[（７）　実施日時 5](#_Toc211524834)

[（８）　利用料 5](#_Toc211524835)

[５ 　実施要件 5](#_Toc211524836)

[（１）　設備運営基準 5](#_Toc211524837)

[（２）　認可等について 5](#_Toc211524838)

[６　事業開始時期 5](#_Toc211524839)

[７　給付費等 6](#_Toc211524840)

[８　応募資格 6](#_Toc211524841)

[９　 失格事由 7](#_Toc211524842)

[10　 事業者として果たすべき責任 7](#_Toc211524843)

[11　 応募上の注意事項 7](#_Toc211524844)

[12　 募集要項の配布期間 8](#_Toc211524845)

[13　 応募手続き 8](#_Toc211524846)

[（１） 意向調査書の提出 8](#_Toc211524847)

[（２） 認可申請書の提出 8](#_Toc211524848)

[14　 認可保育所等の審査について 9](#_Toc211524849)

[15　応募費用 9](#_Toc211524850)

[16　確認の手続き 9](#_Toc211524851)

[17　担当課 9](#_Toc211524852)

[【参考】QA 10](#_Toc211524853)

# １ 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな通園給付制度です。

こども誰でも通園制度は、令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される予定とされています。

この度、本市で令和８年度から「こども誰でも通園制度」を実施する事業者を募集します。

また、応募した事業者の中から基準等を満たす事業者のみこどもまんなか会議の意見聴取の対象とし、意見聴取の結果、事業に支障が無いと認められる事業者は本市の認可を受けて事業を開始するものとします。

# ２ 注意事項

①　「こども誰でも通園制度」が令和８年度から給付化されることに伴い、応募する事業者については本市で制定した条例をはじめ、関係法令を遵守してください。

②　「こども誰でも通園制度」については、現時点で収益が見込まれる事業ではありません。

③　令和８年度における利用時間、利用料及び給付費その他については、現時点で未定であり、今後、国により変更される可能性があります。

④　施設整備にかかる補助、ICT 導入にかかる補助、賃借料にかかる補助など施設や設備に関する補助については実施未定です。

上記４点について十分ご理解いただいた上で、応募をお願いします。

# ３ 全体スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容  | 日程  |
| 募集要項の配布 | 令和７年10月20日（月）～  |
| **意向調査の受付期間**  | 令和７年10月20日（月）～令和７年 11月 7 日（金）  |
| 事前協議（現地確認及びヒアリング）  | 令和７年11月10日（月）から11月21日（金）※意向調査書類を受け付けた事業者から随時行います。  |
| **認可申請書の受付期間**  | 令和７年11月25日（火）～令和７年 12 月 5 日（金） ※事前調査書を提出した事業者のみ申請できます。  |
| 書類等審査期間  | 令和７年 12月 ８ 日（月）～  |
| 都城市乳児等通園支援事業候補者選定委員会 | 令和８年１月～２月 |
| こどもまんなか会議による意見聴取  | 令和８年 ２月～３月  |
| 認可  | 令和８年 ３月中 |

※認可後（３月～）に利用者への周知や面談を行い令和８年４月から事業開始とします。

※実施方法の詳細は P６（６）を参照してください。

# ４　こども誰でも通園制度の事業内容について

## （１）　利用対象者

０歳６か月～満３歳未満（３歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下この要項において同じ。）で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていないこども。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている０歳６か月～満３歳未満のこどもは対象とする。

## （２　）受け入れるこどもの年齢及び定員

受け入れるこどもの年齢は次の①～③のいずれかとする。なお、年齢は当該年度の４月１日時点を基準とする。

1. ０歳児、１歳児及び２歳児を受け入れる
2. 0歳児及び１歳児のみを受入れる
3. １歳児及び２歳児のみ受け入れる
4. ０歳児のみを受入れる
5. １歳児のみ受け入れる
6. ２歳児のみ受け入れる

## （３）　こどもの受入れ方法

受け入れるこどもに対し、月 10 時間以内の定期的な利用、定期的でない柔軟な利用又はそれらを組み合わせた利用の形で受け入れを行う。

## （４）　実施事業者

 　　　こども誰でも通園制度においては、日々、利用するこどもが異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、事業に従事する職員間の適切な情報共有が重要であることや、こどもを理解するには一定の時間がかかる中で、こどもの特性等を短時間で可能な限り把握する力が求められることから、募集する事業者は、**「応募時点において市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下、この要項において同じ。）、幼稚園、本市に届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含み、居宅訪問型保育事業を除く。以下この要項において同じ。）、児童発達支援センター」を一年以上運営している事業者とする。**

## （５）　実施事業所（場所）

既存の保育施設等内で実施する、又は新たに敷地外に専用の事業所を設ける。

 　　　 ただし、新たに敷地外に専用の事業所を設ける場合においては管理者１人、事業に従事する職員２人以上（内、半数以上は保育士）を配置すること。

## （６）　実施方法

一般型（専用室独立、在園児合同）又は余裕活用型で実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | 実施方法 |
| 一般型専用室独立  | **保育所等の定員とは別に**「こども誰でも通園制度」の定員を設け、**在園児とは別の部屋で**「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。 |
| 一般型在園児合同  | **保育所等の定員とは別に**「こども誰でも通園制度」の定員を設け、**在園児と同じ部屋で**「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。 |
| 余裕活用型  | **保育所等の空き定員の範囲内において**、**在園児と同じ部屋で**「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受け入れる。 |

※なお、余裕活用型を実施できる施設は３号認定の利用定員を設定している認可保育所、認定こども園、地域型保育事業とします。

## （７）　実施日時

①　【一般型（専用室独立）】

原則として 通年で事業を行う。

②　【一般型（在園児合同）】及び【余裕活用型】

 　　在園児の保育に影響がない日時及び曜日を事業者が判断し決定すること。

なお、いずれの場合も事業認可後に実施日時を変更する際は、利用者への周知や説明

等が必要となり、変更に時間を要する場合があるため、それを考慮して決定すること。

## （８）　利用料

現時点で国から示されていないため未定。

参考として国が実施要項において示している、令和７年度実施試行的事業における利用料は、こども１人 1 時間あたり 300 円程度としている。

# ５ 　実施要件

## （１）　設備運営基準

別添１「都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

## （２）　認可等について

別添2「都城市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則」のとおり。

※社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の認可後に乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要があります。学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、宮崎県）にご相談ください。

# ６　事業開始時期

令和８年４月１日（水）より開始予定。

ただし、利用者との面談は認可後、随時実施すること。

# ７　給付費等

現時点で国から示されていないため未定。

参考として令和７年度に実施している試行的事業における、こども一人あたりの補助単価については下表のとおり。なお、面談について補助金等の支払いはなし。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 項目  | 単価（1 時間あたり）  |
| １  | ０歳児  | 1,300 円  |
| ２  | １歳児  | 1,100 円  |
| ３  | ２歳児  | 900 円  |

※年齢は当該年度の 4 月１日時点を基準とする。

# ８　応募資格

応募者が次に掲げる条件を全て満たしていること。

（１）　都城市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、都城市に届出をしている認可外保育施設及び児童発達支援センター（以下「対象施設等」という。）を一年以上運営している事業者のうち、任意の時間において利用対象者を受け入れることのできる事業者であること。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続き中である事業者でないこと。（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していないこと、また、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っていないこと、その他「都城市暴力団排除条例第２条第１号及び第２号に該当しないこと。

（３）　法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等の税金を滞納していないこと。

（４）　不動産の貸与を受けて乳児等通園支援事業所を設置する場合には、原則として、その　　不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

 ①　建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

 　②　貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

※応募する事業者が社会福祉法人及び学校法人以外の事業者の場合は以下（５）～（９）の条件についても満たしていること。

（５）　　直近の会計年度において、事業全体の財務状況について３年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。なお、３会計年度経過していない事業者については、過去に黒字の年度があること。

（６）　不動産の貸与を受けて設置する場合は、安定的に賃借料を支払いうる財源が確保されており、当面の支払いに充てるための１年間の賃借料に相当する額と 1,000 万円以上を預金等により保有していること。

（７）　乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。））が社会的信望を有すること。

（８）　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

（９）　児童福祉法第 34 条の 15 第３項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。

# ９　 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、書類審査等を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

1. 認可に係る事項について、都城市乳児等通園支援事業者候補者選定委員会及びこどもまんなか会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
2. 書類審査等に関する不当な要求等を直接・間接を問わず申し入れた場合
3. 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
4. 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
5. 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
6. その他不正行為があった場合

# 10　 事業者として果たすべき責任

1. 個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

1. 法令等の遵守事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

・子ども・子育て支援法

・児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

・地方自治法、地方自治法施行令

・労働基準法、労働安全衛生法

・その他関連法規

1. 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修、セミナー等への積極的な

参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

1. 危機管理体制

事業者は、施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めること。

# 11　 応募上の注意事項

1. 事業者募集に関する説明会は実施しない。
2. 提出期間終了後の申請書類の提出及び差し替えは、原則として認めない。
3. 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
4. 申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属する。　　　ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。
5. 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

# 12　 募集要項の配布期間

 令和７年10月20日（月）以降、ホームページ上で公開（配布）する。

# 13　 応募手続き

 応募手続きについては【（１）意向調査書の提出】において、認可の基準を満たす見込みがあると確認できた事業者のみ【（２）認可申請書の提出】を受け付けます。なお、必要な手続きや書類は以下のとおり。

## （１） 意向調査書の提出

認可申請書の提出の前に、認可の基準を満たす見込みがあるかを確認するため、必ず、

以下①②を**都城市こども部保育課へ**事前に提出すること。

**【意向調査書】**

1. 別添「令和８年度実施 乳児等通園支援事業 意向調査書」
2. 実施施設の図面（事業実施予定の保育室等の有効面積が分かるもの）

**【受付期間】** 令和７年10月20日（月）から令和７年11月７日（金）

**【連絡先】** 0986-23-4894（都城市こども部保育課）

**【担当者】**井之上、松元

## （２） 認可申請書の提出

認可申請書類については、別添「提出書類一覧表（チェック表）」のとおり。

なお、事業者は下記「**応募申請書の提出にかかる留意事項**」を確認の上、**正副 2 部**を

都城市こども部保育課**窓口まで**提出すること。

**【受付期間】** 令和７年11月25日（火）から令和７年12月5 日（金）の午前９時から正午、午後1時から午後４時30分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

**【連絡先】**0986-23-4894（都城市こども部保育課）

**【担当者】** 井之上、松元

**【認可申請書の提出にかかる留意事項】**

・書類はファイルに綴じ、７部提出すること。

・受付期間中の書類差替えは可能とするが、受付期間終了後については、原則、書類差替え等は認めない。

・受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されるため、あらかじめ時間に余裕をもって対応すること。

・提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出すること。

・応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックすること。

・提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めない。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではない。

・応募書類は片面印刷で提出すること。

・応募書類は返却しない。

・応募については、選考終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合がある。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

・提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意すること。

# 14　 認可保育所等の審査について

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の中で本事業を実施する場合、審査項目の一部を省略する。詳細は提出書類一覧表（チェック表）等を参照すること。

# 15　応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とする。

# 16　確認の手続き

運営予定者は、給付を受けるために「確認」申請が必要となるが、現時点で国の関係法令が改正されていないため、認可後にご案内します。

# 17　担当課

都城市こども部保育課

℡：0986-23-4894

メール：hoiku@city.miyakonojo.miyazaki.jp

# 【参考】QA

Ｑ1、余裕活用型の場合、専従職員の配置は不要か？

Ａ1、余裕活用型を行う事業所においては、各施設又は事業所の区分に応じ、当該施設又は事業所について定める基準によることとしているが、当該施設又は事業所において、余裕活用型乳児等通園支援事業に従事する者を可能な限り特定し、記すこと。なお、既存施設の児童の処遇に支障がないよう配慮すること。

Ｑ2、専従職員として、10時から14時まで乳児等通園支援事業に従事し、14時から18時まで通常の教育保育に従事することは可能か？

Ａ2、「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題ない。

Ｑ3、一般型における、専従職員の資格について、保育士以外でも良いのか？

Ａ3、乳児等通園支援事業に従事できるものは、保育士・子育て支援員となる。乳児等通園支援事業従事者の半数以上が保育士である必要がある。

　　ただし、少人数の場合は専従職員の資格は子育て支援員でも可。

| **条件** | **専従職員の最低人数** | **専従職員の資格要件** |
| --- | --- | --- |
| **一般型　専用室独立** | **2人以上** | **半数以上が保育士** |
| **一般型****在園児混合** | **パターン1：保育所等と連携し、保育室の保育士が応援可能な場合で利用児童が３名を超える場合** | **1人以上** | **保育士** |
| **パターン2：保育所等と連携し、保育室の保育士が応援可能な場合で、利用児童が３人以下の少人数の場合** | **1人以上** | **保育士でなくてもOK**(子育て支援員でもOK) |

Q4、専従職員は処遇改善の対象になるか？

Ａ4、現在、県へ確認中。回答が来たら速やかに共有する。